

第5節 投資関連協定

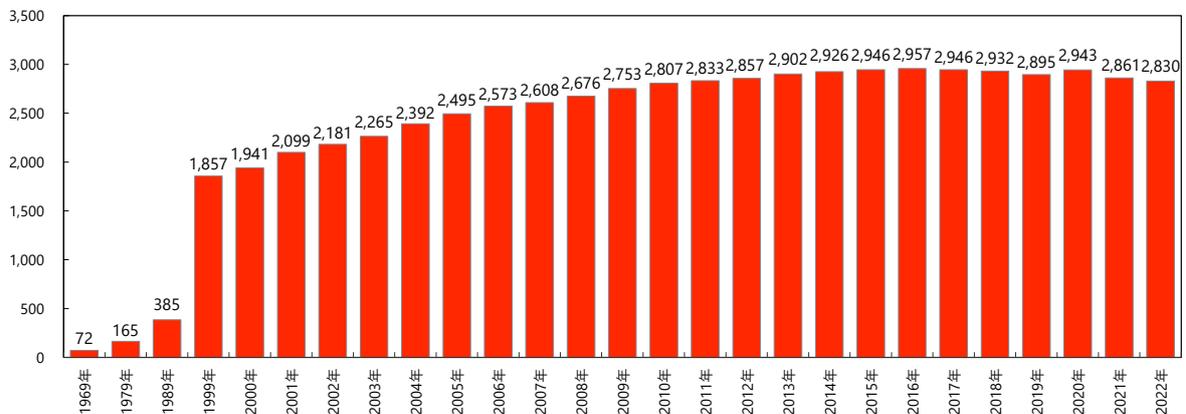
1. 世界の投資協定を巡る状況

1980年代以降、世界の海外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長を牽引する大きな役割を果たしている。

海外直接投資の拡大を踏まえ、世界各国は、投資受入国における差別的扱いや収用（国有化も含む）などのリスクから自国の投資家とその投資財産を保護するため、投資協定を締結してきた。投資ルールは、貿易におけるWTO協定のような多国間協定がなく、二国間若しくは地域協定が中心となっている。

世界の投資関連協定数は1999年以降2022年末時点で約2,800件となっている（第III-1-5-1図）。

第III-1-5-1図 世界の投資関連協定数の推移



資料：UNCTAD「World Investment Report 2023」から経済産業省作成。

2. 投資協定の主な規定内容

従来の投資協定は、投資受入国における投資財産の収用や法律の恣意的な運用等のカントリー・リスクから投資家を守り、保護することを主目的として締結されてきた。こうした内容の協定は「保護型」の投資協定と呼ばれ、投資財産設立後の内国民待遇や最恵国待遇、収用の原則禁止及び合法とされる収用の要件と補償額の算定方法、自由な送金、締約国間の紛争処理手続、投資受入国と投資家との間の紛争処理等を主要な内容とする。1990年代に入ると、そのような投資財産保護に加えて、投資設立段階の内国民待遇や最恵国待遇、パフォーマンス要求²⁷⁷の禁止、外資規制強化の禁止や漸進的な自由化の努力義務、透明性確保（法令の公表、相手国からの照会への回答義務等）等を盛り込んだ「自由化型」の投資協定が出てきた（第III-1-5-2表）²⁷⁸。

²⁷⁷ 例えば、投資受入国が一定の現地部材（ローカルコンテンツ）比率を満たすことや、製造したものの総量のうち一定の比率を輸出すること等を投資活動に関する条件として要求すること。

²⁷⁸ 代表的なものとして我が国の場合、二国間EPAの投資章や、日韓、日・ベトナム、日・カンボジア、日・ラオス、日・ウズベキスタン、日・ミャンマー投資協定等がこのタイプにあたる。

第 III-1-5-2 表 投資協定の主な内容

1. 投資財産の保護&投資家に対する公正な待遇
①一度受けた事業許可を後で撤回されない
②事業資産を収用・国有化されない
③規制が強化されたことによって事業が継続できなくなる事態を防ぐ(間接収用"indirect expropriation")
④相手国政府と締結した投資契約・コンセッション契約が遵守される(アンブレラ条項)
⑤日本への送金の自由が確保される
2. 現地資本以外の企業(外国企業)との間で差別的な待遇を禁止(最恵国待遇(MFN))(自由化型協定では投資設立段階も含む)
3. 現地資本企業との間で差別的な待遇を禁止(内国民待遇(NT))(自由化型協定では投資設立段階も含む)
4. 投資家及び投資財産に対して、公正かつ衡平な待遇(FET: Fair and Equitable Treatment)を与える義務
5. 協定によっては、次のような投資許可要件を禁止しているものもある。(パフォーマンス要求(PR)の禁止)(自由化型協定では投資設立段階も含む)
①一定割合・水準の物品・サービスを輸出するよう要求すること
②一定割合・水準の現地調達を達成するよう要求すること
③現地の物品・サービスを購入、利用又は優先するよう要求すること
④輸入量・輸入額を、輸出量・輸出額又は外貨の獲得量と関係づけるよう要求すること
⑤生産した物品・サービスの国内販売量・販売額を、輸出量・輸出額又は外貨獲得量と関係づけるよう要求すること
⑥輸出又は輸出のための販売を制限するよう要求すること
⑦取締役、経営者等が一定の国籍であることを要求すること
⑧現地資本のパートナーに技術移転するよう要求すること
⑨一定地域の管理拠点(headquarter)を現地に置くよう要求すること
⑩一定割合・一定人数の現地人を雇用するよう要求すること
⑪現地で一定程度の研究開発予算を投じるよう要求すること
⑫一定地域に対して、排他的に産品を供給するよう要求すること(他国に別の供給拠点を設立しないこと)
⑬ロイヤリティの額、率を一定の水準以下にすること
6. 紛争処理手続
①締約国間
②投資受入国と投資家
7. 法令や制度の公開による透明化や法令改正時のパブリックコメントの実施(自由化型協定では投資設立段階も含む)

備考：協定により具体的な規律等は異なる。

資料：経済産業省作成。

3. エネルギー憲章条約の主な規定内容

投資協定と同じように、投資に関して国際仲裁への付託を可能とするマルチの条約としてエネルギー憲章条約がある。1998年に発効したエネルギー憲章条約は、エネルギー分野における投資の保護及び自由化に関し、一般的な二国間の投資協定と類似の内容(締約国が外国投資家の投資財産に対して内国民待遇又は最恵国待遇のうち有利なものを付与すること、一定の要件を満たさない収用の禁止、送金の自由、紛争解決手続等)について規定している。発効から20年以上経過している本条約については、改正等が必要な条項を検討する条約の近代化の議論が2017年から開始、2020年から本格的な交渉が行われた。結果、2022年6月に実施された臨時エネルギー憲章会議において、近代化交渉の実質合意がなされ、改正ECTでは、水素やアンモニア等の新たなエネルギー原料が投資保護ルールの対象に加えられるとともに、EU及び英国における化石燃料関連投資が投資保護の対象から外れることとなったほか、投資保護に係る締約国の義務の明確化、投資家対国家の紛争解決手続の詳細の明文化、持続可能な開発と企業の社会的責任の新設、通過の自由を更に促進させるためのルール等が含まれることが合意された。

2022年11月22日、エネルギー憲章会議第33回会合が開催されたが、近代化されたECTの採択を延期して議題として取り上げないこととなったため採択は行われず、2024年3月末においても採択されていない。

なお、EU 及びその一部の加盟国内では、改正内容について、EU が目指す気候変動対策に照らして不十分などの考えからドイツ、フランス、ポーランドが ECT から脱退するとともに、ほかの一部の加盟国や EU 自体も脱退する動きをみせている。

4. 我が国の投資関連協定を巡る最近の状況

我が国から海外への投資が進んでいると同時に、新興国を中心に世界の市場も急速な勢いで拡大を続けており²⁷⁹、日本企業や日系企業は、熾烈な海外市場の獲得競争にさらされている。我が国の経済成長をより強固で安定的なものにしていくためには、貿易投資立国としての発展を目指し、世界のビジネス環境をより一層整備していく必要がある。かかる観点から、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、機会の拡大等について規定する投資協定及び投資章を含む経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）（以下、投資関連協定）は、投資支援のツールとしての重要性を一層増しており、日本政府は、ほかの経済政策と並び、既存協定の改正を含む投資関連協定の締結を一層加速し、投資環境の整備を進めている。

2016年5月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（アクションプラン）では、2020年までに、100の国・地域を対象に投資関連協定を署名・発効すること、投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保すること等を指針として掲げ、積極的かつ集中的に投資関連協定の締結に取り組んできた。

2021年3月には、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン（成果の検証と今後の方針）」を策定し、アクションプラン以降の取組を検証した。二国間投資協定のみならず、CPTPP、AJCEP、RCEP など、多国間の投資連携協定交渉にも積極的に取り組み、締結・発効に至っている。加えて、多くの投資関連協定において、自由化型、我が国産業界が重視する公正衡平待遇義務、投資家と国家の間の紛争解決（ISDS）等に係る規定が盛り込まれている。

さらに、今後の方針としては、アクションプランにおいて100の国・地域という目標値が設定されたことを踏まえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等に向け、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進めることとし、特に、中南米及びアフリカを中心的な検討先とすることを明記した。加えて、投資関連協定の実効性の観点から、経済関係団体等との連携、在外公館・JETRO 等を通じた、積極的な情報発信に努めることとしている。

なお、2024年1月現在で56本の投資連携協定が署名され、うち53本が発効済みとなっている（第 III-1-5-3 表）。また、交渉中の協定を含めれば94の国・地域をカバーすることとなった。今後も、産業界のニーズや相手国の事情に応じながら、新規協定の締結及び既存協定の改正に向けた交渉を一層積極的に進めていく必要がある。

²⁷⁹ 外務省「海外進出日系企業拠点数調査」（令和4（2022）年版）、財務省・日本銀行「国際収支統計」参照。

第 III-1-5-3 表 我が国の投資関連協定の発効又は署名の状況

締結相手国（地域を含む）	署名	発効	締結相手国（地域を含む）	署名	発効
エジプト	1977年1月28日	1978年1月14日	日中韓	2012年5月13日	2014年5月17日
スリランカ	1982年3月1日	1982年8月7日	イラク	2012年6月7日	2014年2月25日
中国	1988年8月2日	1989年5月14日	サウジアラビア	2013年4月30日	2017年4月7日
トルコ	1992年2月12日	1993年3月12日	モザンビーク	2013年6月1日	2014年8月29日
香港	1997年5月15日	1997年6月18日	ミャンマー	2013年12月15日	2014年8月7日
パキスタン	1998年3月10日	2002年5月29日	蒙州（経済連携協定）	2014年7月8日	2015年1月15日
バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日	カザフスタン	2014年10月23日	2015年10月25日
ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日	ウルグアイ	2015年1月26日	2017年4月14日
シンガポール（経済連携協定）	2002年1月13日	2002年11月30日	ウクライナ	2015年2月5日	2015年11月26日
韓国	2002年3月22日	2003年1月1日	モンゴル（経済連携協定）	2015年2月10日	2016年6月7日
ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日	オマーン	2015年6月19日	2017年7月21日
メキシコ（経済連携協定）	2004年9月14日	2005年4月1日	T P P（経済連携協定）	2016年2月4日	未定
マレーシア（経済連携協定）	2005年12月13日	2006年7月13日	イラン	2016年2月5日	2017年4月26日
フィリピン（経済連携協定）	2006年9月9日	2008年12月11日	ケニア	2016年8月28日	2017年9月14日
チリ（経済連携協定）	2007年3月27日	2007年9月3日	イスラエル	2017年2月1日	2017年10月5日
タイ（経済連携協定）	2007年4月3日	2007年11月1日	アルメニア	2018年2月14日	2019年5月15日
カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日	C P T P P（経済連携協定）	2018年3月8日	2018年12月30日
ブルネイ（経済連携協定）	2007年6月18日	2008年7月31日	アラブ首長国連邦	2018年4月30日	2020年8月24日
インドネシア（経済連携協定）	2007年8月20日	2008年7月1日	E U（経済連携協定）	2018年7月17日	2019年2月1日
ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日	ヨルダン	2018年11月27日	2020年8月1日
ウズベキスタン	2008年8月15日	2009年9月24日	アルゼンチン	2018年12月1日	未定
ペルー	2008年11月21日	2009年12月10日	A S E A N（経済連携協定）	2019年2月26日	2020年8月1日
ベトナム（経済連携協定）※1	2008年12月25日	2009年10月1日	モロッコ	2020年1月8日	2022年4月23日
スイス（経済連携協定）	2009年2月19日	2009年9月1日	コートジボワール	2020年1月13日	2021年3月26日
インド（経済連携協定）	2011年2月16日	2011年8月1日	英国（経済連携協定）	2020年10月23日	2021年1月1日
ペルー（経済連携協定）※2	2011年5月31日	2012年3月1日	R C E P（経済連携協定）	2020年11月15日	2022年1月1日
パプアニューギニア	2011年4月26日	2014年1月17日	ジョージア	2021年1月29日	2021年7月23日
コロンビア	2011年9月12日	2015年9月11日	バーレーン	2022年6月23日	2023年9月6日
クウェート	2012年3月22日	2014年1月24日	アンゴラ	2023年8月9日	未定

※1：2004年12月19日に発効した日・ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。

※2：2009年12月10日に発効した日・ペルー投資協定の内容が組み込まれている。

備考：台湾とは民間窓口機関の取決めが2011年9月22日に署名されており、2012年1月20日に手続きが完了している。

資料：経済産業省作成。

5. 今後の課題

多くの投資関連協定では、「投資家対国家（投資受入国）」の紛争解決手続（ISDS）条項を設けている。これは、投資受入国が協定の規定に反する行為を行ったことにより投資家が損害を被った場合、投資家が投資受入国との紛争を ICSID²⁸⁰条約や UNCITRAL²⁸¹ 仲裁規則に基づく国際仲裁に付託することを認めるものである。

近年、この ISDS 条項を投資関連協定に含めることを好まない国が増加している。これらの国は、ISDS に投資家寄りの制度的なバイアスが存在すると主張し、国家主権や柔軟な政策幅を確保する必要があることを根拠として挙げている。例えば、ブラジルは、ISDS は憲法に反するとして、これまで ISDS 条項を含む投資関連協定を締結していないほか、南アフリカ共和国、ベネズエラは、ISDS 条項を含む投資協定を破棄した。また、ISDS 条項を投資協定に含めること自体は否定しな

²⁸⁰ International Centre for Settlement of Investment Disputes（投資紛争解決センター）：世界銀行グループの1機関である常設の仲裁機関。所在地はワシントン D.C.。

²⁸¹ United Nations Commission on International Trade Law（国連国際商取引法委員会）：所在地はオーストリア（ウィーン）。

いものの、インドやナイジェリア等は、ISDS 条項に国内裁判所への提訴を要件とすることを自国の新たなモデル投資協定に規定する等、ISDS のリスク等を踏まえて協定の規定を見直す国もある。

このような状況の中、UNCITRAL では 2017 年から ISDS 改革について議論が行われる等多国間の枠組みでの検討も進められている。このような傾向は ISDS が投資家救済の観点から一定の成果をあげたことの裏返しでもあるが、将来における ISDS 活用の余地が狭められることにつながる懸念もあることから、国際的な動向を注視しつつ、対応を検討していく必要がある。